

## 重要水防箇所を市町合同で巡視します！

～出水に備え6市8町、地元水防団等約100名による点検～

台風や前線等に伴う出水に備え、吉野川・旧吉野川・今切川の国管理区間の重要水防箇所について、現地を確認し情報を共有することにより、水防体制の強化を図るため、徳島河川国道事務所、各市町及び地元水防団等により、合同巡視を行います。

「重要水防箇所」とは、洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検が必要な箇所であり、洪水の多発する時期の前に、関係者によって「重要水防箇所」を確認する合同巡視を毎年行っています。

今年度の巡視は下記の日程で実施します。

### 1. 日時

- ①平成29年6月1日(木) 9:30～16:40  
阿波市・北島町・松茂町に係る重要水防箇所の巡視
- ②平成29年6月5日(月) 9:30～14:30  
吉野川市・上板町に係る重要水防箇所の巡視
- ③平成29年6月6日(火) 10:00～14:30  
美馬市・つるぎ町・東みよし町・三好市に係る重要水防箇所の巡視
- ④平成29年6月7日(水) 9:00～11:30  
板野町・鳴門市に係る重要水防箇所の巡視
- ⑤平成29年6月12日(月) 10:00～16:00  
徳島市に係る重要水防箇所の巡視
- ⑥平成29年6月13日(火) 9:30～14:50  
石井町・藍住町に係る重要水防箇所の巡視

2. 行程詳細 別紙1のとおり
3. 重要水防箇所の説明 別紙2のとおり
4. 参考－昨年度の巡視状況 別紙3のとおり

### 【取材のお願い】

当日の取材を希望される報道機関は事前に連絡願います。

平成29年 5月25日 四国地方整備局 徳島河川国道事務所  
本施策は、四国圏広域地方計画「NO.6防災力向上プロジェクト」の取組に該当します

問い合わせ先  
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所  
副所長(地域) 西山 修 Tel.088-654-2211 (内線:206)  
◎河川調査課長 梶取 真一 " (内線:351)  
◎:主たる問合せ先

## 重要水防箇所巡視行程

(1) 平成29年6月1日(木) 9:30~16:40

- ① 阿波市 (旧吉野町)
  - 時間: 9:30 ~ 9:50
  - 集合場所: 西条大橋左岸蛇池川排水機場前
  - 巡視箇所: 阿波市吉野町内の重要水防箇所
- ② 阿波市 (旧市場町)
  - 時間: 10:00 ~ 10:10
  - 集合場所: 大野島潜水橋吉野川左岸下流堤防上
  - 巡視箇所: 阿波市市場町内の重要水防箇所
- ③ 阿波市 (旧阿波町)
  - 時間: 10:20 ~ 10:50
  - 集合場所: 吉野川左岸谷島樋門前(勝命箇所)
  - 巡視箇所: 阿波市阿波町内の重要水防箇所
- ④ 北島町 (北島町)
  - 時間: 13:30 ~ 15:00
  - 集合場所: 老門橋
  - 巡視箇所: 北島町内の重要水防箇所
- ⑤ 松茂町 (松茂町)
  - 時間: 15:10 ~ 16:40
  - 集合場所: 新広島橋左岸直上流
  - 巡視箇所: 松茂町内の重要水防箇所

(2) 平成29年6月5日(月) 9:30~14:30

- ① 吉野川市 (吉野川市)
  - 時間: 9:30 ~ 11:00
  - 集合場所: 岩津橋右岸下流県道247号線分岐付近
  - 巡視箇所: 吉野川市内の重要水防箇所
- ② 上板町 (上板町)
  - 時間: 14:00 ~ 14:30
  - 集合場所: 第十樋門
  - 巡視箇所: 上板町内の重要水防箇所

(3) 平成29年6月6日(火) 10:00~14:30

- ① 美馬市 (旧穴吹町)
  - 時間: 10:00 ~ 10:30
  - 集合場所: 小島橋右岸上流国道192号線路側帯上
  - 巡視箇所: 小島箇所・舞中島箇所・穴吹箇所
- ② 美馬市 (旧脇町)

- 時 間：10:40～11:00
- 集合場所：土井谷樋門下流堤防上
- 巡視箇所：土井谷樋門下流からふくろ谷樋門付近

③ 美馬市（旧美馬町）

- 時 間：11:20～11:30
- 集合場所：AMEMBO事務局付近堤防上（四国三郎の郷下流）
- 巡視箇所：青石橋左岸付近

④ つるぎ町（旧貞光町）

- 時 間：11:40～11:50
- 集合場所：青石橋右岸
- 巡視箇所：半田箇所

⑤ 東みよし町（旧三加茂町）

- 時 間：13:10～13:40
- 集合場所：みかもん駐車場
- 巡視箇所：加茂第2箇所・加茂第1箇所

⑥ 東みよし町（旧三好町）

- 時 間：13:50～14:00
- 集合場所：三三大橋左岸
- 巡視箇所：三三大橋左岸付近

⑦ 三好市（旧池田町）

- 時 間：14:20～14:30
- 集合場所：四国中央橋右岸上流（国道192号路側公園）

(4) 平成29年6月7日(水) 9:00～11:30

① 板野町（板野町）

- 時 間：9:00～9:50
- 集合場所：栄橋右岸下流
- 巡視箇所：板野町内の重要水防箇所

② 鳴門市（鳴門市）

- 時 間：10:00～11:30
- 集合場所：鍛冶屋川樋門前
- 巡視箇所：鳴門市内の重要水防箇所

(5) 平成29年6月12日(月) 10:00～16:00

① 徳島市（国府地区）

- 時 間：10:00～10:40
- 集合場所：神宮入江川排水機場東側水防資材倉庫
- 巡視箇所：神宮入江川排水機場から吉野川と鮎喰川の合流地点まで（右岸）

② 徳島市（渭東地区）

- 時 間：11:00～11:30
- 集合場所：吉野川河口右岸（0km0m地点）

○ 巡視箇所：吉野川大橋より下流

③ 徳島市（川内・応神地区）

○ 時間：13：30～14：30

○ 集合場所：百間場排水樋門付近

○ 巡視箇所：今切川箇所（両岸）

④ 徳島市（榎瀬江湖川右岸区間）

○ 時間：14：50～15：10

○ 集合場所：川内町鈴江樋門付近（榎瀬川右岸）高速高架下

○ 巡視箇所：榎瀬江湖川箇所（右岸）

⑤ 徳島市（応神地区）

○ 時間：15：30～16：00

○ 集合場所：吉野川JR橋梁左岸下流河川敷公園内駐車場

○ 巡視箇所：吉野川応神箇所（左岸）

**(6) 平成29年6月13日(火) 9：30～14：50**

① 石井町（石井町）

○ 時間：9：30～10：00

○ 集合場所：徳島市上水道取水棟(西覚円)前堤防上

○ 巡視箇所：石井町内の重要水防箇所

② 藍住町（藍住町）

○ 時間：13：30～14：10

○ 集合場所：名田橋左岸下流河川敷運動公園

○ 巡視箇所：藍住町内の重要水防箇所

③ 藍住町（藍住町）

○ 時間：14：20～14：50

○ 集合場所：藍園橋左岸下流

○ 巡視箇所：藍住町内の重要水防箇所

※現地巡視状況により、予定時間は前後する場合があります。

## 1. 重要水防箇所とは

洪水時には、堤防が壊されたり、洪水が堤防を越えてあふれ出したりしないように、地域の水防団の方々が土のうを積むなどの「水防」活動をして、堤防を守ります。そうした事態にいち早く対応するため、現在の堤防の高さや幅、過去の漏水実績などから、あらかじめ水防上重要な区間を決めています。

## 2. 重要水防箇所評定基準

重要水防箇所とは洪水時に堤防が崩れたり、洪水が堤防を越えるなどの恐れがあり、重点的な見回りや点検が必要な箇所をいい、この重要水防箇所には、A・B・要注意の3ランクがあります。

A・Bランクは堤防の高さや大きさ、過去の災害実績などから指定され、要注意区間のランクには、工事中の箇所や新しく堤防が設置された箇所などが指定されます。

(詳細は別紙4のとおり)

なお、重要水防箇所に設定している箇所は、現地に杭で表示しています。

(写真参照)



## 3. 重要水防箇所合同巡視構成機関

今回の合同巡視を行うのは、徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、三好市、美馬市の6市8町及び地元水防団等、独立行政法人水資源機構池田総合管理所、国土交通省徳島河川国道事務所となっています。

## 4. 徳島河川国道事務所管内重要水防箇所の延長について

重要水防箇所の延長は、徳島河川国道事務所管内で下記のとおりとなっています。

河川名	延長
吉野川	約79km
旧吉野川	約36km
今切川	約13km

※ 河川それぞれの延長距離は、重要状況の種別間(水衝・洗掘は除く)で重複分及び要注意区間を含まない。

※ 吉野川の延長距離には重点区間(L=約11km、左右岸合計値)を含まない。

## 【 平成28年度の巡視状況 】

昨年度の合同巡視は、以下のとおり行いました。

- ① 6月1日 藍住町・北島町の重要水防箇所の巡視
- ② 6月2日 吉野川市・上板町の重要水防箇所の巡視
- ③ 6月3日 板野町・鳴門市・松茂町の重要水防箇所の巡視
- ④ 6月6日 美馬市・つるぎ町・東みよし町・三好市の重要水防箇所の巡視
- ⑤ 6月7日 阿波市・石井町の重要水防箇所の巡視
- ⑥ 6月8日 徳島市の重要水防箇所の巡視



2016/6/2 吉野川川島箇所(漏水)における巡視

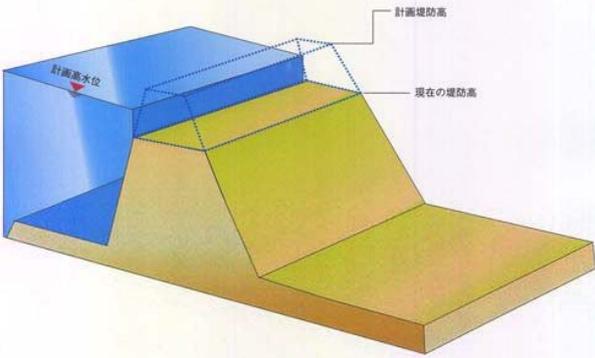
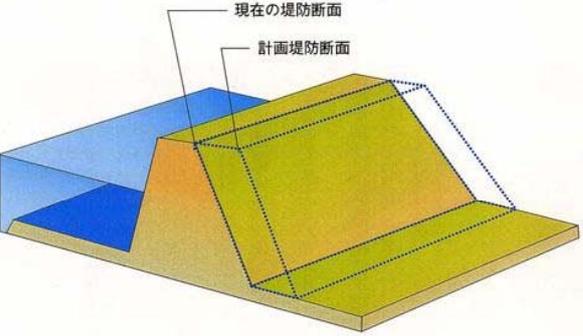
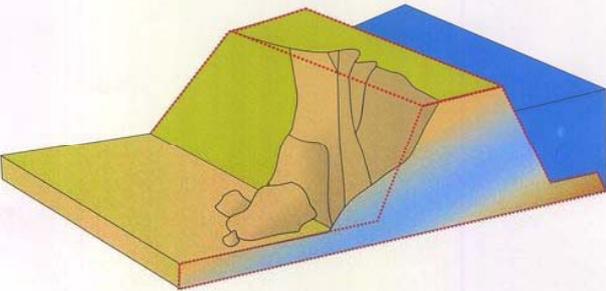
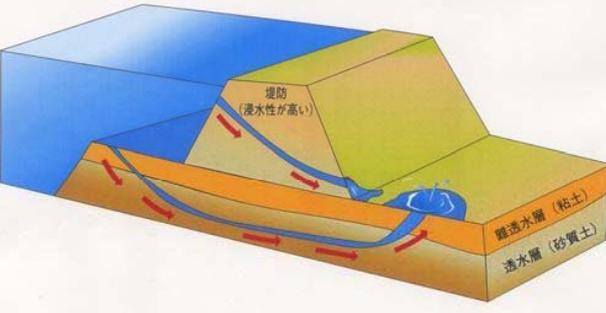


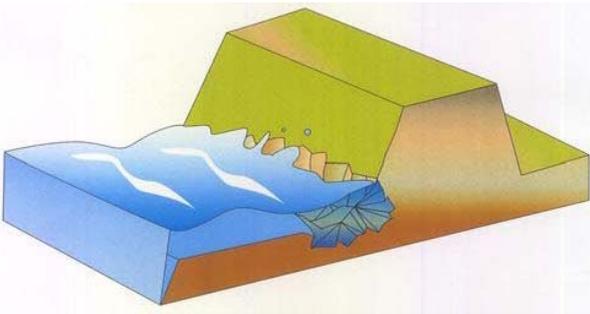
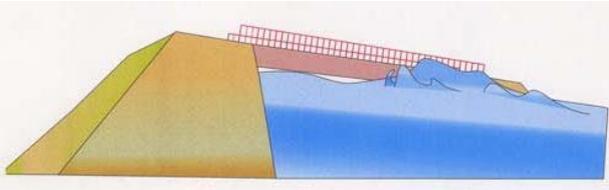
2016/6/8 今切川右岸箇所(堤防高不足、断面不足)における巡視

## 重要水防箇所の評価基準（参考）

重要水防箇所を評価する基準は、大きく次の6つの項目に分けられます。これらの項目に該当し、洪水時に被災を受ける可能性の高い区間を”重要水防箇所A”、Aほどではないが被災を受ける可能性がある箇所が”重要水防箇所B”に指定されます。

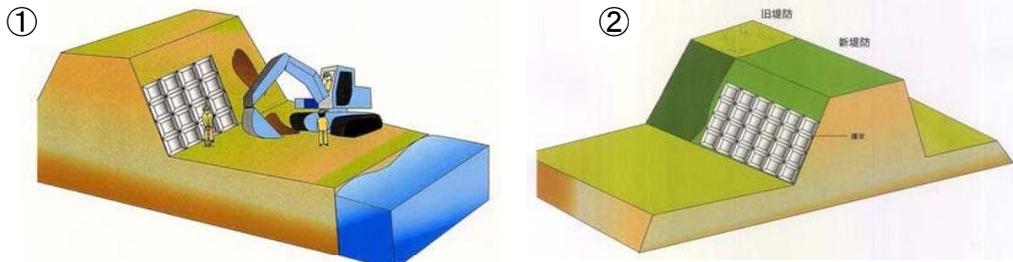
## 重要水防箇所の評価基準

堤防高	堤防断面
 <p data-bbox="177 1081 786 1160">堤防の高さが、計画高水流量規模の洪水に耐えられる基準を満たしていない。</p>	 <p data-bbox="815 1081 1425 1160">堤防の大きさが、計画高水流量規模の洪水に耐えられる基準を満たしていない。</p>
法崩れ・すべり	漏水
 <p data-bbox="177 1731 786 1955">           ① 法崩れやすべりの実績があり、対策が終了していない箇所。            ② 堤防の土質等や堤防の基礎地盤から見て、法崩れやすべりが発生する恐れがある箇所で、所定の対策が未対策。         </p>	 <p data-bbox="815 1709 1425 1933">           ① 漏水の実績があり、対策が終了していない箇所。            ② 堤防の土質等や堤防の基礎地盤から見て、漏水が発生する恐れがある箇所で、所定の対策が未対策。         </p>

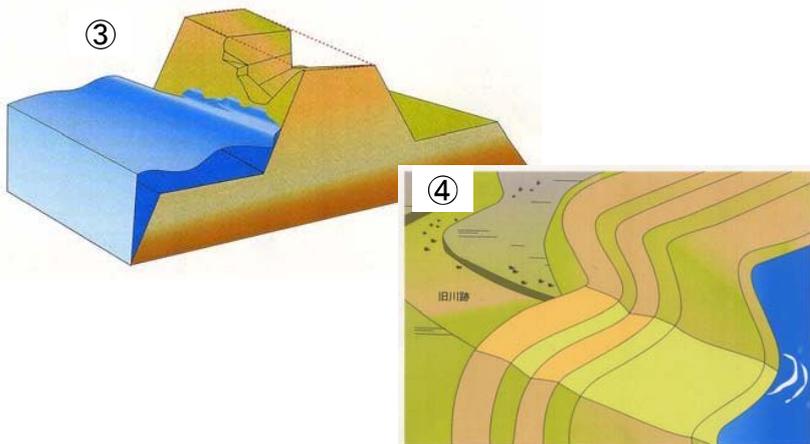
水衝・洗掘	工作物
 <p>① 流水の影響を受け、堤防前面の河床が洗掘されていて対策がなされていない箇所。</p> <p>② 橋台などの工作物の突出している所で、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損している箇所。</p>	 <p>堰・橋梁・樋管などの工作物が洪水の流下の妨げとなる箇所。</p>

その他に次の項目に該当する区間は、「要注意区間」に指定されます。

- ① 出水期間中に堤防を開削する工事をする箇所
- ② 新堤防で築造3年以内の箇所



- ③ 破堤跡 過去に破堤した実績がある箇所。
- ④ 旧川跡 昔は川だったところを締め切って、堤防を設置した箇所。
- ⑤ 陸閘がある箇所 道路等と交差する河川堤防の高さを下げ、洪水時はこれを板材（角落し）で締め切る構造物。暫定的構造物である。



角落し設置イメージ

- ⑥流下能力不足 堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所
- ⑦開口部 道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所